

平成 26 年度県立寒川高等学校聴講生の募集に関する要項

1 趣旨

この要項は、地域や社会に開かれた高校づくり、柔軟な学びのシステムの実現の観点から、本校の一部科目について履修を希望する社会人の方を聴講生として受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものです。

2 聴講の方法

本校の教育課程に位置づけられた教科・科目のうちから教育展開上支障のない範囲で社会人の方を聴講生として受け入れ、生徒とともに学んでいただきます。授業で実施する実験や実習、レポート提出等については原則として生徒と同様の扱いとします。

3 申し込み・問い合わせ先

神奈川県立寒川高等学校 担当 鈴木（章）、酒井
〒 253-0111 神奈川県高座郡寒川町一之宮 9-30-1
電話 (0467)74-7699

4 募集に関する事項

- (1) 募集期間 平成 26 年 3 月 7 日（金）～平成 26 年 3 月 20 日（木）
（ただし、土曜日・日曜日を除く）

	募集課程	教科	科目	授業日時	募集人数	聴講期間
1	全日制	芸術	立体造形	毎週水曜日 5、6限	若干名	平成 26 年 4 月 16 日（水） ～平成 27 年 2 月 4 日（水）
2	全日制	日本文化	文化体験囲碁	毎週水曜日 5、6限	若干名	平成 26 年 4 月 16 日（水） ～平成 27 年 2 月 4 日（水）
3	全日制	日本文化	文化体験将棋	毎週水曜日 5、6限	若干名	平成 26 年 4 月 16 日（水） ～平成 27 年 2 月 4 日（水）

全日制 5 限：13：25～14：15、6 限：14：25～15：15

ただし、生徒の受講人数により聴講生の受け入れができないことがあります。

- (2) 科目の内容等

ア 科目名：立体造形

(イ) 科目内容

塑像・彫刻、木工、金工、陶芸など、立体造形に関する基礎的な創作活動および鑑賞活動を行う。

(ロ) 受講にあたっての前提条件

特になし。

(ハ) 目標

立体造形の幅広い創作活動を通して、美的体験を豊かにし、造形文化を愛好する心情を育てると共に、感性を深め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばす。

(ニ) 授業計画

- ①木工（触って心地のよい形を作る。）
- ②塑像～金工（ペーパーウェイトを作る）
- ③陶芸（椀、花器、マスコットなどを作る）

イ 科目名：文化体験囲碁

(イ) 科目内容

寒川高校囲碁サポートメンバー（寒川町囲碁協会、囲碁同好会）の指導のもと、囲碁のマナーとルール、歴史、基本について学ぶと共に実践を行う。

(イ) 受講にあたっての前提条件

特になし。

(ウ) 目標

日本の伝統文化の一つとして、囲碁に関わる歴史や文化を知り、教養を高める。

(エ) 授業計画

①碁を打つ時のマナーとルール、歴史について学ぶ。

②布石、大場、全局の構成や石の働き、手筋、手抜きなどについて学ぶ。

③終局と駄目詰めについて学ぶと共に、実践を行う。

ウ 科目名：文化体験将棋

(ア) 科目内容

寒川高校将棋サポートメンバー（公益社団法人日本将棋連盟の公認将棋指導員）の指導のもと、将棋のマナーとルール、歴史、基本について学ぶと共に、実践を行う。

(イ) 受講にあたっての前提条件

特になし。

(ウ) 目標

日本の伝統文化の一つとして、将棋に関わる歴史や文化を知り、教養を高める。

(エ) 授業計画

①将棋をさす時のマナーとルール、歴史について学ぶ。

②実践を通して棋力の向上を図る。

5 応募に関する事項

(1) 応募資格

聴講生として応募することのできる方は、県内に居住又は勤務する方で、中学校卒業相当年齢以上で、かつ、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在籍していない方とします。

(2) 応募方法

「聴講申込書」用紙に必要事項を記載し、本校に提出してください。

提出にあたり、事前に聴講の趣旨や科目内容について理解していただくため、担当者から説明をしますので、必ず聴講を希望される方ご自身が持参してください。

提出場所：本校事務室

提出時間：前記4に示した募集期間の午前9時～午後4時

※1 書類提出にあたり、県内に居住又は勤務していること及び生年月日を証明する書類をご持参ください。

県内在住が証明できる書類：(例)自動車運転免許証、健康保険証、住民票等

県内在勤が証明できる書類：(例)勤務地が明記してある社員証等

※2 来校にあたっては、予め電話でご連絡ください。

6 聴講生の決定

(1) 方法

希望者が各科目の募集人員を上回った場合には、公開抽選で決定します。

(2) 公開抽選の日時

3月24日（月）13：00

(3) 公開抽選の会場

本校会議室

7 聴講までの手続き及び費用

(1) 聴講生決定の連絡

3月24日(月)以降、希望者全員に対して電話等により結果を連絡します。

(2) 聴講許可書の交付及び聴講にかかる費用の徴収

4月7日(月)16:00から本校会議室にて、聴講許可書を交付するとともに、聴講にかかる費用を徴収します。あわせて、聴講にあたっての説明を行いますのでご出席ください。

(当日出席できない方は、事前にご連絡のうえ、4月4日(金)までに、本校事務室にお越しください。)

(3) 聴講にかかる費用について

すでに納付した聴講にかかる費用は、特別の理由がある場合のほかは返金しません。御了承ください。

【聴講にかかる費用】

ア 聴講料(県の条例により、募集する課程ごとに定められた金額です。)

1 単位あたり

全日制4,800円(平成26年2月3日現在)となっていますので、

(ア) 立体造形 (2単位): 9,600円

(イ) 文化体験囲碁 (2単位): 9,600円

(ウ) 文化体験将棋 (2単位): 9,600円

となります。

イ テキスト代等

(ア) 立体造形 材料費として年額、4,000円程度

(イ) 文化体験囲碁 なし

(ウ) 文化体験将棋 なし

8 修了

(1) 認定方法

出席状況や生徒と同様に実施する実験や実習、レポート提出等の取組状況を含めた聴講の成果について、科目の目標から見て満足できると認められる場合には、当該科目の聴講について、修了を認定します。なお、聴講による履修については、単位は認定しません。

(2) 聴講修了証書等の発行

当該高校(中等教育学校)での聴講を修了したと認めた方に対して、「聴講修了証書」を交付します。

また、聴講(修了)証明書の交付を請求される場合は、「県立学校の証明書交付手数料等の徴収に関する条例」(昭和30年神奈川県条例第12号)に基づき、手数料(1通400円平成26年2月3日現在)を徴収します。

9 聴講許可の取消

次の各号のいずれかに該当する場合には、聴講の許可を取り消させていただくことがあります。なお、この場合における聴講料の返金はいたしません。

(1) 学則及びその他の例規に違反したとき。

(2) 高等学校(中等教育学校)における教育活動の秩序を乱したとき。

(3) 高等学校(中等教育学校)における教育活動に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 虚偽又は不正な行為により聴講の許可を受けたとき。

(5) 聴講料を納付しないとき。

(6) その他校長が必要と認めるとき。

10 その他注意事項

- (1) 本校においては、敷地内禁煙です。
- (2) 校内ではネームプレートを着用してください。
- (3) お車での来校はできません。

(第2号様式)

年 月 日

県立 寒川高等学校長 殿

聴講申込書

私は、平成26年度、貴校の教育課程における下記の科目の聴講を申し込みます。

課程	教科名	科目名

課程は、全日制、定時制、通信制の別を記入のこと。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日

電話番号 _____

(未成年者にあつては、保護者の同意が必要)
上記、聴講に同意します。

保護者氏名 _____ 印